

新たな時代の中国会社法と外商投資企業への影響 ～第5回 会社法における少数株主の権利～



弁護士 大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海輪諍法律事務所
律師 孫 宇川

PROFILE

一、はじめに

日本企業が中国で企業に直接投資を行う場合、少額出資に留めて少数株主となるケースは珍しくありません。その場合、合併パートナーである中国又は日本企業に企業経営の主導権を委ねつつ、少数株主として自社の利益をいかに確保するかが重要になります。中国の会社法でも、少数株主の利益保護のための制度を設けていますが、今年7月1日から施行される改正会社法においても、幾つかの改正が行われています。今回のニュースレターでは、少数株主の利益保護という視点から解説していきます¹。

二、会社法における支配株主と少数株主

中国の会社法では、いわゆる多数株主と少数株主ではなく、「支配株主」及び「実質的支配者」という用語を規定し、「支配株主」及び「実質的支配者」との対比において、少数株主の利益保護のための制度を定めています。そのため、少数株主か否かは、基本的には出資比率が50%を超えるか否かで決まりますが、例外的に、出資額が50%を下回るものの出資総額の3分の1を上回る状態にあり、株主会の決議事項の多くを株主議決権の3分の2以上を必要とする特別決議事項にする場合には、必ずしも「少数株主」とはいえない場合もあります。

	支配株主	実質的支配者
内容	<p>【会社法第265条2号】</p> <p>① その出資額が有限責任会社の資本総額の50%以上を占める株主</p> <p>② その保有する株式が株式会社の株式資本総額の50%以上を占める株主</p> <p>③ 出資額又は保有株式の比率が50%未満であるが、その出資額又は保有株主により有する議決権が株主会又は株主総会の決議に重大な影響を与えるのに十分な株主</p>	<p>【同条3号】</p> <p>会社の株主ではないものの、投資関係、合意又はその他の手段によって会社の行為を実質的に支配できる者</p>

三、会社法における少数株主の保護

1. 株主の知る権利と少数株主の利益

外国企業が少数株主である場合、少数株主の株主会への参加や董事会への董事の派遣自体は可能であるものの、実際の会社経営は支配株主によって主導されます。そのため、少数株主としては、支配株主による会社経営を監督する意味で、社内の重要な決議文書等を閲覧する権利を持つことは非常に重要な意味を持ちます。

旧会社法では、出資割合を問わず、株主は、会社の定款、株主会議事録、董事会決議書、監事会決議書及び財務会計報告を閲覧及び複製する権利が認められました。また会社の会計帳簿については、会社側が一定の条件を満たせば株主の閲覧要求を拒否することができるものの、株主による会計帳簿の閲覧請求権が認められました。これに対し、改正会社法では、旧会社法の内容を前提としつつ、更に閲覧及び複製が認められる対象として「株主名簿」が追加され、閲覧要求ができる対象が会計帳簿の

¹ 中国の会社法上、主な企業類型として有限責任会社と株式会社の二つがありますが、殆どの日本企業は有限責任会社であるため、本稿では、特に明記しない限り有限責任会社を念頭に解説させていただきます。

みならず会計帳簿の裏付けとなる「会計証憑」まで拡大されました。更に会計帳簿や会計証憑の閲覧については会計事務所や法律事務所に委託して実施できることが明記されました（第57条）。

実務上、上記のような株主の知る権利については、合弁契約書上では出資者の合弁会社への監査権として規定することが多く、弊職らの経験上、少数株主として当該権利を行使して董事会決議における中国側支配株主による偽造決議を発見したこともあります。またここ数年増えている中国現地法人の不正調査の場面では、現地法人の会計証憑類を確認する必要性は高く、日本企業が少数株主の立場でありながら、コンプライアンスの見地から対象会社を調査する際に非常に有益であるといえます。

2. 株主会における少数株主の保護

株主会は会社における最高権力機構として会社の重要事項を決定する機関であり、会社法上も、資本多数決の原則に基づき、支配株主など出資比率が高い出資者が運営、決議する仕組みを採りつつ、少数株主の利益にも配慮しています。

(1) 株主会の運営、決議

株主会は、定期株主会と臨時株主会があり、定期株主会は定款の定めに従い定期的に開催されますが、臨時株主会については、10%以上の議決権を有する株主は臨時株主会の開催を要求することができます（第62条）。その場合、当該要求に対して、他の出資者や会社が臨時株主会の提案内容や理由を審査、制限することはできません。

次に、株主会の決議事項は、過半数の議決権を代表する株主の賛成で決議されますが、特に会社定款の修正、登録資本金の増加若しくは減少、会社の合併・分割・解散、又はその他の会社形態の変更に関する決議については、3分の2以上の議決権を代表する株主の賛成で決議されなければなりません（第66条）。これらの特別決議事項の殆どは、2020年より前の外商投資法規においては当時の社内最高権力機構と位置付けられた董事会の全会一致事項とされていたため、2020年に外商投資法が公布され、2025年からは全面的に会社法が適用されることが決定した後は、多くの外商投資企業において合弁契約や定款の修正を通じて従前の全会一致事項をそのまま株主会に移行する動きがありました。特に会社法上は、全会一致ではなく3分の2以上に決議割合が引き下げられているため、少数株主にとっては、会社の組織を会社法に沿って全面移行する場合、依然として注意が必要なポイントの一つになります。

(2) 株主会決議の瑕疵と少数株主の保護

株主会が資本多数決を原則とする一方で、支配株主等の意思に偏向して株主会の決議内容が会社の定款に違反する場合や、株主会招集通知を少数株主に通知しないなど招集手続に瑕疵がある場合、株主は当該株主総会の取り消しを主張することができます。

株主会決議の瑕疵を主張する株主の多くは少数株主ですが、旧会社法では決議の取り消しを主張できる期限が決議日から60日とされており、株主会招集通知をされない少数株主にとっては、決議の存在を知らないまま60日を経過すると決議の取り消しを主張することが困難でした。これに対し、改正会社法では、株主会の招集を通知されなかった株主については「株主会の決議を知った又は知りうべき日」から60日が期限とされました（第26条）。

3. 持分の買取請求を通じた投下資本の回収

少数株主は、会社法上、会社の経営を主導することは想定されておらず、会社の重要事項を決議する株主会決議でも、支配株主等の意思が反映されることが多いといえます。しかし、いかなる場合であっても支配株主等の意思に従うことが強制されると、少数株主の正当な利益を害することになります。

旧会社法でも、以下のような状況が発生した場合、株主会の決議に反対する株主は、会社に対して適正な価格で自らの持分を買い取るよう請求できる権利が認められていました。

【旧会社法上、買取請求が認められる事由】

- ①会社が5年連続で株主に対して利益配当を行わず、その連続5年間に於いて会社に利益があり、かつ会社法に定める利益配当条件を満たす場合
- ②会社を合併若しくは分割し、又は主要財産を譲渡する場合
- ③会社定款に定める営業期間が満了し、又は定款に定めるその他の解散事由が発生したにも関わらず、株主会決議が定款修正の決議をして、会社を存続させた場合

これら①～③の事由は、主に株主の出資目的を喪失させる事由（①）又は会社の存続又は同一性に関わる事由（②、③）であり、いずれも株主会の決議を通じて少数株主の利益が害される状況ではあるものの、その条件を充足するためのハードルが非常に高いと言わざるを得ません。また実際に少数株主の利益が害されるのは、必ずしも株主会決議に限られません。

以上より、改正会社法では、従来の持分買取請求に加えて、会社の支配株主が株主としての権利を濫用し、会社又は他の株主の利益に対して重大な損害を与えた場合においても、その他の株主が会社に対して合理的な価格でその持分を買い取るよう請求できる権利を新たに規定しました（第89条）。

本条項は、現時点では、具体的な「濫用」、「重大な損害」、「合理的価格」に関する司法解釈等が出ていませんが、支配株主の会社経営により少数株主が損害を被った場合に検討可能な選択肢が増えたという点では、少数株主の利益を保護する重要な規定といえます。

4. 支配株主の義務と責任

上記の通り、今回の改正では、支配株主による地位の濫用防止という視点が盛り込まれていますが、その濫用リスクが最も顕著に表れるのは、やはり経営執行の場面といえます。前回のニュースレターで言及したように、董事や高級管理職人員については、改正会社法でその忠実義務及び勤勉義務を明確にしましたが、中国の企業の中には、オーナー株主が形式的には董事や総経理の役職に就任しないまま会社の意思決定権を実質的に掌握しているケースも少なくありません。

改正会社法では、会社の支配株主や実質的支配者が、董事に就任しないまま会社の事務を実質的に執行する場合には、董事と同様の忠実義務及び勤勉義務を負う旨を明確にしました（第180条3項）。また会社の支配株

主や実質的支配者が董事、高級管理職人員に指示をして会社又は他の株主の利益を害する行為に従事させた場合、その支配株主や実質的支配者は当該董事や高級管理職人員と連帯責任を負う旨を新たに明記しました（第192条）。

これらの条項は、株主の間接有限責任との関係でどのような法律構成で、どの程度責任を負うことになるのか、未確定な部分が多いものの、支配株主が自ら派遣する董事等を通じて少数株主の利益を害した場合に、当該董事との連帯責任を追及できる道を開いたものといえます。

四、最後に

今回は、日本企業が少数株主として出資した場合を想定して、会社経営の監視、投下資本の回収、支配株主の責任追及等の視点から幾つかの会社法上の制度について解説しました。本稿をもって2024年7月1日から施行される中国の改正会社法について、合計5回にわたった連載は最後となります。もっとも、同法の施行を控えて多くの企業様が改正会社法の動向を注視しており、今後も様々な機会で有益な情報発信を出来れば幸いです。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebash.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。